

2023年5月30日

各位

会社名 J T P 株式会社
代表者名 代表取締役社長 森 豊
(証券コード : 2488)
問合せ先 常務取締役コーポレート本部長 伊達 仁
(電話 : 03-6773-5044)

(訂正)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の
一部訂正について

当社が2020年7月8日付け、2021年6月29日付け、及び2022年6月29日付けで公表いたしました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」資料の記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

1. 訂正理由

資料に誤りがありましたので、訂正を行うものです。

2. 訂正の内容

次のページに記載の通りです。

【訂正の内容】

訂正箇所は、_____（下線）を付して表示しております。

■ 2 ページ

3. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

【訂正前】

(2020年7月8日付け)

割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、払込期日から 2023年7月26日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）

(2021年6月29日付け)

割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、払込期日から 2024年7月19日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）

(2022年6月29日付け)

割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、払込期日から 2025年7月14日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）

【訂正後】

(2020年7月8日付け)

割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、払込期日から 当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）

(2021年6月29日付け)

割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、払込期日から 当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）

(2022年6月29日付け)

割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、払込期日から 当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）

以上